

入札説明書

令和7年2月10日千葉市公告第120号により公告した令和7年度公害健康被害補償給付支給支援業務の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

令和7年度公害健康被害補償給付支給支援業務

(2) 業務の仕様等

別添委託業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(4) 履行場所

千葉市環境局環境保全部環境保全課（千葉市中央区千葉港1番1号）

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿において、業種（大分類）を「医療・医事・給食」に、業種（中分類）を「医事業務（医療費請求・点検）」で登録している者であること。
- (3) 令和元年度から令和5年度までに、本市又は他の自治体において公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付支給支援業務（公害診療報酬明細書の点検等）の履行実績がある者であること。
- (4) 千葉市個人情報を取扱う事務の委託に関する基準の第3条第1項の要件を満たす者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部環境保全課管理班

電話 043-245-5198

電子メール kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和7年2月18日（火）午後5時まで

(2) 提出資料

ア 入札参加資格確認申請書

イ 前記2（2）及び（3）に該当すると示すことができる資料（契約書の写し、委託概要の写し、ホームページの掲載画面コピー等を添付すること）

ウ （入札保証金の納付の免除を希望する場合のみ）千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当すると示すことができる資料

(3) 提出場所及び申請方法

前記4（1）の期限までに前記3の契約事務担当課への持参（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと）により提出すること。

(4) 確認通知

令和7年2月25日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月4日（火）午後5時までの間に電子メールにて質問書を受け付ける。

(2) 回答方法

令和7年3月5日（水）までに千葉市ホームページ内「入札情報等」の「業務委託」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>）に質問回答書を公開する。

なお、質問がない場合、質問回答書は公開しない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年3月11日（火）午後2時00分

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎高層棟7階M701会議室

(3) 入札方法

総価で行う。

持参の場合は、所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日午後5時までに前記3の契約事務担当課へ二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札書に記載する金額

入札参加者は、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札価格内訳書（書式は本市の書式と同様の項目の記載があれば、本市の書式でなくても構わない。数葉にわたる場合は、割印をすること。単位については、記載されている単価が月単位の場合は「月」と、日単位の場合は「日」と記載をすること。

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(6) 入札の辞退

入札参加資格決定を認められた者は、入札を辞退することができる。その際は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日午後5時までに前記3の契約事務担当課へ持参又は郵送（書留郵便にて必着のこと。）により提出すること。

(7) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札となるべき同価格の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札

者を決定する。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

8 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市環境局環境保全部環境保全課で閲覧できる。
- (5) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (6) 本件は、令和7年度当初予算が議決を得られる前の入札執行となるため、本業務に係る予算が千葉市議会（令和7年第1回定例会）の議決を得られず予算が措置されない場合は、契約手続きを中止する。この場合、市は一切の責任を負わない。
- (7) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。